

阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 阪神東部（猪名川流域圏）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 阪神東部（猪名川流域圏）地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。

（協議会委員）

第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（謝金）

第7条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協

議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(ワーキング)

第9条 協議会に、協議会で協議すべき原案等のうち、市域、流域に関する事項等を検討するため、ワーキングを設置する。

- 2 ワーキングに、別表第3に掲げる者(以下「ワーキング構成員」という。)を置く。
- 3 ワーキング構成員は、再任されることができる。
- 4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。
- 5 ワーキングに座長を置く。
- 6 ワーキングの座長は、阪神北県民局宝塚土木事務所所長補佐(企画調整担当)の職にあるワーキング構成員をもって充てる。
- 7 座長及びワーキングの会議については、第4条第3項及び第5条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。
- 8 ワーキング構成員に対しては、第6条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第10条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 13 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 29 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条第1項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の兵庫県内の流域及び蓬川流域以東の尼崎市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川（水系）		うち洪水予報河川 （水防法第11条）	うち水位周知河川 （水防法第13条第2項）
種別	水系名		
（一）	淀川		猪名川

別表第2（第4条第1項関係）

協議会委員

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	大石 哲	神戸大学教授
国	山口 崇	近畿地方整備局猪名川河川事務所長
	山口 俊一	神戸地方気象台長
兵庫県	村上 元伸	阪神北県民局長
	岡田 由美子	阪神南県民センター長
市町	稲村 和美	尼崎市長
	藤原 保幸	伊丹市長
	中川 智子	宝塚市長
	大塩 民生	川西市長
	福田 長治	猪名川町長
県 民	倉本 敏克	尼崎市社会福祉協議会常任理事・小田支部長
	坂上 啓一	伊丹市緑丘小学校地区社会福祉協議会副会長
	福住 美壽	宝塚市第5地区民生児童委員協議会会長
	白崎 邦男	川西市加茂小学校区コミュニティ推進協議会会長
	仲間 享三	猪名川町自治会長連絡協議会会長
関係団体	向居 忠昭	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長

別表第3（第9条第2項関係）

ワーキング

(順不同、敬称略)

区分	所 属		職 名	氏 名
国	近畿地方整備局	猪名川河川事務所	総括保全対策官	刈谷 尚夫
	〃	〃	工務課長	松本 光晴
兵庫県	阪神北県民局	総務企画室	室長	呉田 利之
	〃	阪神農林振興事務所	副所長	澁谷 幾夫
	〃	〃	土地改良施設専門員	滝井 文男
	〃	宝塚土木事務所	まちづくり参事	吉田 安弘
	〃	〃	武庫川対策室長	川崎 正信
	〃	〃	所長補佐（企画調整担当）	大原 成幸
	〃	〃	河川砂防課長	宇都 善和
	阪神南県民センター	県民交流室	次長	大久保 徹雄
	〃	西宮土木事務所	所長補佐（企画調整担当）	永井 正志
	〃	〃	河川砂防課長	本田 豊
	〃	尼崎港管理事務所	副所長	北浦 好志
市町	尼崎市	都市整備局土木部	河港課長	柴田 俊樹
	〃	〃 都市計画部	開発指導課長	樋上 喜宏
	〃	〃 下水道部	計画担当課長	藤 正明
	〃	危機管理安全局危機管理安全部	災害対策課長	大石 照男
	伊丹市	上下水道局整備保全室	建設課長	大前 良
	〃	都市活力部都市整備室	都市計画課長	小山 雅之
	〃	総務部危機管理室	主幹	川阪 義雄
	宝塚市	都市安全部生活安全室	公園河川課長	岡田 進
	〃	都市安全部危機管理室	総合防災課長	伊津 圭一郎
〃	上下水道局施設部	下水道課長	三宅 威俊	

区分	所 属		職 名	氏 名
市 町	〃	都市整備部都市整備室	都市計画課長	吉長 円
	〃	〃	開発指導課長	青野 和人
	川西市	みどり土木部道路公園室	道路管理課長	福井 孝信
	〃	都市政策部 まちづくり指導室	開発指導課長	堀内 孝洋
	〃	総務部危機管理室	危機管理室主幹	藤川 成希
	〃	市民生活部生活活性室	産業振興課長	阿部 成史
	〃	上下水道局 下水道技術室	下水道技術課長	岡崎 和治
	猪名川町	まちづくり部	建設課長	堂本 朗
	〃	〃	都市政策課長	中元 進
	〃	〃	上下水道課長	津野 稔
	〃	地域振興部	産業観光課長	曾野 光司
	〃	企画総務部総務課	危機管理室長	澤 宜伸
県 民	尼崎市	社会福祉協議会	常任理事・小田支部長	倉本 敏克
	伊丹市	緑丘小学校地区社会福祉協議会	副会長	坂上 啓一
	宝塚市	宝塚市第5地区民生児童委員協議会	会長	福住 美壽
	川西市	加茂小学校区コミュニティー推進協議会	会長	白崎 邦男
	猪名川町	自治会長連絡協議会	会長	仲間 享三
関係 団体	独立行政法人水資源機構	一庫ダム管理所	所長代理	林 直良